

◎新潟県告示第72号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年1月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山口(1)地区	上越市牧区山口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柳島(1)地区	上越市牧区柳島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
国川(1)地区	上越市牧区国川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。）

2 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
一ノ沢川地区	新発田市貝屋	次の図のとおり	土石流
寺沢川地区	新発田市貝屋	次の図のとおり	土石流
坪頭地区	胎内市下館	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

3 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
関(1)地区	南魚沼市関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曲り沢地区	南魚沼市関	次の図のとおり	土石流
中ノ沢地区	南魚沼市上野・関	次の図のとおり	土石流
北ノ沢地区	南魚沼市関	次の図のとおり	土石流
舞台(1)地区	南魚沼市舞台	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

舞台(2)地区	南魚沼市舞台	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
舞台(3)地区	南魚沼市舞台	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藪沢地区	南魚沼市舞台	次の図のとおり	土石流
中ノ沢地区	南魚沼市舞台	次の図のとおり	土石流
家入ノ沢地区	南魚沼市舞台	次の図のとおり	土石流
大水堀沢地区	南魚沼市京岡新田	次の図のとおり	土石流
二日町地区	南魚沼市二日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二日町(1)地区	南魚沼市二日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
清水瀬地区	南魚沼市清水瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小船沢地区	南魚沼市清水瀬	次の図のとおり	土石流
大倉沢地区	南魚沼市中川新田	次の図のとおり	土石流
深堀沢地区	南魚沼市中川新田	次の図のとおり	土石流
西入沢地区	南魚沼市山谷	次の図のとおり	土石流
細越沢(1)地区	南魚沼市山谷	次の図のとおり	土石流
野中地区	南魚沼市野中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩津沢川(2)地区	魚沼市清本	次の図のとおり	土石流
大下の沢地区	魚沼市横瀬	次の図のとおり	土石流
芋川地区	魚沼市大芋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芋川(1)地区	魚沼市大芋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芋川(2)地区	魚沼市大芋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中子沢地区	魚沼市中子沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

中子沢(1)地区	魚沼市中子沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中子沢(2)地区	魚沼市中子沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中子沢(3)地区	魚沼市中子沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)